様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　２０２５年　１月　２０日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）だいいちさんきょうへるすけあかぶしきかいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 第一三共ヘルスケア株式会社  （ふりがな） うちだ　たかひろ  （法人の場合）代表者の氏名 内田　高広  住所　〒103-8234東京都中央区日本橋三丁目１４番１０号  法人番号　8010001097003  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページ  (ごあいさつ) | | 公表日 | 2024年4月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://www.daiichisankyo-hc.co.jp/company/message/ 「ごあいさつ」 | | 記載内容抜粋 | こうした私たちの思いを届けるために、これからの時代、生活者満足度の高い製品・サービスを提供し続けていくためには、科学的アプローチだけではなく、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進が不可欠であると考えています。DXを推進するにあたっては、膨大なデータや先端技術を積極的に活用することで、業務プロセスの刷新や生産性向上はもとより、過去には実現できなかった新たな価値創造も図っていきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された方針に基づき作成した内容を公表している。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページ  (デジタルトランスフォーメーション（DX）) | | 公表日 | 2024年10月15日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://www.daiichisankyo-hc.co.jp/company/dx/  「DX戦略」 | | 記載内容抜粋 | 当社では日々変化する事業環境に適応するため、先端技術を駆使したDXを推進しています。 ・データの更なる利活用  社内外のデータを一元化し、データドリブンな意思決定を行います。  ・先端技術の活用  革新的なデジタル技術を取り入れ、よりよい製品やサービスを提供します。  ・リテラシー向上  社員のデジタルリテラシー向上をはかり、デジタル技術の活用を推進します。  ・新規事業の創出  先端技術と既存事業・製品の組み合わせによる新たなサービス・新規事業の創出へ挑戦します。  ・システムの最適化  社内システムを現在の業務内容に適したサービスに更新します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された方針に基づき作成した内容を公表している。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | https://www.daiichisankyo-hc.co.jp/company/dx/  「DXの推進体制」 | | 記載内容抜粋 | 「当社のDXビジョンを実現するため、2023年4月にDX専門組織である「DXグループ」を設立しました。  CoE※を構築するため各部門と連携し部門の課題やニーズを把握することで、対策の立案・実行を推進しています。また、各部門にDX推進窓口担当を設置し、DX施策の浸透をスムーズなものとしています。」  「社内体制を整える一方で、社内のデジタル人材の育成や採用にも力を入れております。  育成にあたっては中長期に渡る教育プランに則り、データ分析やAI活用などDXに必要なスキルを学ぶ場を社員に提供しています。  また、採用においてはDX推進の経験者や高いデジタルスキルをお持ちの方を積極的に採用しています。」 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | https://www.daiichisankyo-hc.co.jp/company/dx/  「取り組み内容の紹介」 | | 記載内容抜粋 | 当社の先端技術を駆使した社内DXの取り組みの一部を以下に紹介します。  ・生成AIの活用  （業務効率化／アイデア創出）  ・RPA導入による業務効率化  ・リモートワーク環境の整備 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページ  (デジタルトランスフォーメーション（DX）) | | 公表日 | 2024年10月15日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://www.daiichisankyo-hc.co.jp/company/dx/  「DXの達成指標」 | | 記載内容抜粋 | 当社は、DX推進の達成状況を測る指標を定めています。  １．ITエンゲージメントの向上  ２．DX人材の育成  ３．エンタープライズアーキテクチャのレベル向上 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年10月15日 | | 発信方法 | 当社ホームページ内に掲載 https://www.daiichisankyo-hc.co.jp/company/message/  ―ごあいさつ | | 発信内容 | 「こうした私たちの思いを届けるために、これからの時代、生活者満足度の高い製品・サービスを提供し続けていくためには、科学的アプローチだけではなく、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進が不可欠であると考えています。DXを推進するにあたっては、膨大なデータや先端技術を積極的に活用することで、業務プロセスの刷新や生産性向上はもとより、過去には実現できなかった新たな価値創造も図っていきます。」 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年1月頃～2024年9月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標自己診断フォーマット」にて自己診断を実施し、結果を記入したものを提出している。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2010年4月頃～継続実施中 | | 実施内容 | 当社の情報セキュリティポリシーは、電子情報や情報システム等のセキュリティリスクを未然に防ぐことを目的としています。業務推進部門を主管とし、情報管理責任者などの管理体制を確立しています。また、情報セキュリティマネジメントシステムを構築し、各種規程やガイドラインを策定し、管理しています。当社は第一三共グループの一員として情報セキュリティへの取り組みを重視し、お客様の情報を確実に保護するために努力しています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。